

2025年度 いじめ防止基本方針・その取組・組織

「いじめ防止対策推進法」及び、町田市の「いじめ防止基本方針」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I 学校いじめ防止基本方針

基本方針1 いじめを「防ぐ」

(1) 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ② 特別支援教育研修会の実施。（夏季休業中）

(2) 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

道徳の授業では、子どもたちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- ① 道徳授業地区公開講座の充実（1学期）
意見交換会テーマ「道徳教育の実践について」
- ② 「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進
- ③ いじめアンケートの分析。適切な初期対応。

(3) 体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子どもたちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ① 職場体験（2年2学期）
- ② 福祉体験・ボランティア活動「車いす体験、アイマスク体験」（1年1学期）
- ③ ききょう学級との交流学习及び共同学習、交流部の活動。
- ④ 部活動を通して、異学年交流活動を実践。（通年）
- ⑤ 小中学校交流行事「中学校訪問」（3学期）
- ⑥ 児童・生徒会活動「中学校訪問」（3学期）（生徒会が運営）
- ⑦ 野外体験活動、スキー移動教室（1年）修学旅行での日本文化体験（3年）
- ⑧ 茶道体験での日本文化体験（2年3学期）

基本方針2 いじめに「気付く」

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。子どもたちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応する。

(1) 実態把握

- ① 「心のアンケート」の実施・結果の活用
- ② 「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」
「4 いじめに『気付く』チェックリスト
子どものサイン・変化を見付けましょう」の活用
- ③ 朝学活、終学活、特活の時間の活用、部活動顧問や教科担任との連携。

(2) 教育相談

- ① 相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ② 相談窓口の紹介（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」
「7 主な相談窓口・専門機関等」参照）
- ③ SC、サポートルーム、養護教諭との連携。

基本方針3 いじめから「守る」

(1) 早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

(2) 関係諸機関との連携

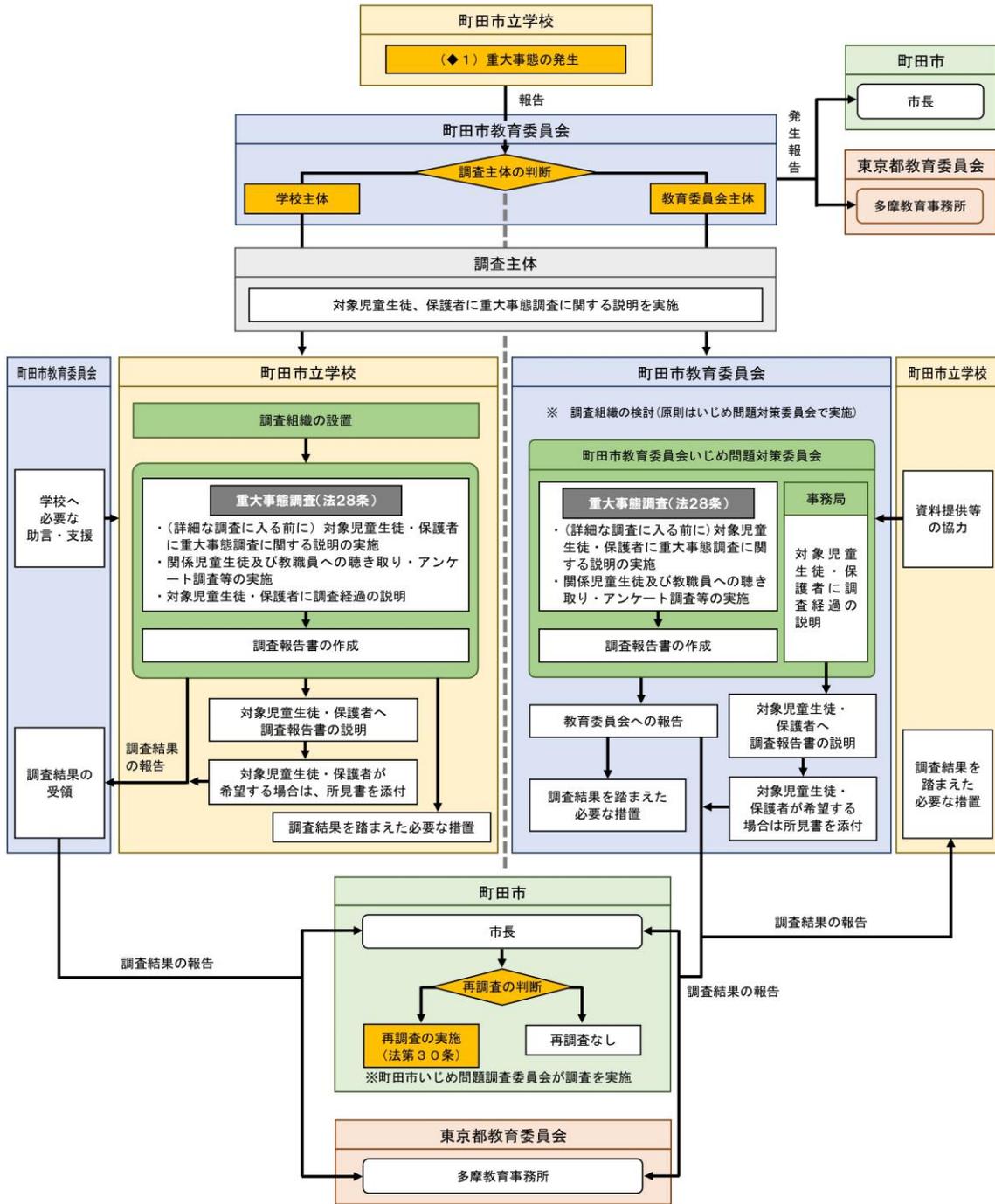
学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」

「6 関係諸機関との連携」参照）

- ① いじめ対応サポートチーム（指導課）
- ② スクールソーシャルワーカー（指導課、教育センター）
- ③ まちだJUKU（教育センター）
- ④ 保護司、民生・児童委員
- ⑤ 町田警察署、南大沢警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所
- ⑥ 学校サポートチーム
- ⑦ 東京都立小児総合医療センター、日本心身障害児協会島田療育センター

フロー図② いじめ重大事態発生時の対応の流れ

町田市教育委員会指導課 2025年3月版



【重大事態とは】(法28条)
 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
【重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じる場合】(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版 P.14)
 ○ 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

Ⅱ いじめ対応の具体的な取組

| 初期対応の流れ | 取 組 |
|---|---|
| <p>1 いじめの発見・認知</p> <p>2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに主任教諭、主幹教諭、校長・副校長に報告 |
| <p>3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明</p> <p>※ 訴えには、 「あなたを全力で守る。」 「お子さんを全力あげて守る。」と伝える。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り <ul style="list-style-type: none"> □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則） |
| <p>4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○会議等で情報共有（指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーやいじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカーとの連携 |
| <p>5 子どもへの指導及び保護者との連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○被害者（いじめられた子ども）へ徹底して味方になる。表面で判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へいじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。 |
| <p>6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。 |

Ⅳ いじめ対応の組織

いじめ対応チーム

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】（校務分掌組織図に位置付ける）

| | | | | | |
|--------------------|---|--------|---|-------------------|---|
| 校 長 | ○ | 副校長 | ○ | 生活指導主任 | ○ |
| 特別支援教育 コーディネーター | ○ | 養護教諭 | ○ | ス ク ー ル カウンセラー | ○ |
| 当該学年主任 | ○ | 当該学級担任 | ○ | 関係教員 | ○ |
| | | | | | |

※ 必要に応じて、いじめ対応サポートチーム（指導課）、
スクールソーシャルワーカーと連携する。

【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる是認面接、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・子どもの様子で気になることがあったとき、子ども間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から、子どもの様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談依頼したりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

V 教員の研修計画について

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

| 実施月 | 内容 |
|--------|--------------------|
| 7月18日 | いじめ対応の具体的な取り組みについて |
| 12月25日 | いじめの事例研修 |
| 3月25日 | いじめの事例研修 |

V いじめを未然防止、早期解決するための授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を実施する。

| 学年 | 実施月 | 教科 | 内容・単元名など |
|----|-----|------|---------------|
| 1年 | 7 | 特別活動 | SNSの不適切な利用 |
| | 9 | 道徳 | B-(9) 相互理解・寛容 |
| | 1 | 道徳 | B-(9) 相互理解・寛容 |
| 2年 | 7 | 特別活動 | SNSの不適切な利用 |
| | 9 | 道徳 | B-(9) 相互理解・寛容 |
| | 1 | 道徳 | B-(9) 相互理解・寛容 |
| 3年 | 7 | 特別活動 | SNSの不適切な利用 |
| | 9 | 道徳 | B-(9) 相互理解・寛容 |
| | 1 | 道徳 | B-(9) 相互理解・寛容 |